

第3期
南あわじ市子ども・子育て支援事業計画
【骨子案】

令和6年●月

南あわじ市

全体構成

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 子ども・子育て支援施策の動向.....	2
3. 計画の位置づけ.....	4
4. 計画期間.....	5
5. 計画の策定体制.....	5
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題.....	7
1. 人口等の推移.....	7
2. 子育て家庭の状況.....	15
3. 就労状況.....	17
4. 教育・保育事業の状況.....	22
5. 施策等の進捗評価.....	26
6. 子育て支援に関する現状・課題と今後の方向性.....	28
第3章 計画の基本的な考え方.....	30
1. 計画の基本理念.....	30
2. 計画の基本目標.....	31
3. 施策の体系.....	32
第4章 子育て支援施策の展開.....	33
基本目標1 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり.....	33
基本目標2 子どもの成長と子育て家庭を支えるまちづくり.....	33
基本目標3 子育てを支える地域づくり.....	33
基本目標4 生きる力を育む教育の推進.....	33
基本目標5 特別な支援を要する子ども・家庭への支援の推進.....	34
第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保.....	35
1. 認定区分.....	35
2. 教育・保育の提供区域.....	35
3. 教育・保育の一体的提供の推進に関する考え方.....	35
4. 教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容.....	35
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	36
第6章 計画の推進・評価等.....	37
1. 計画の推進.....	37
2. 計画の公表及び周知.....	37
3. 計画の評価・検証.....	37
資料編.....	37
1. 南あわじ市子ども・子育て会議条例.....	37
2. 南あわじ市子ども・子育て会議委員名簿.....	37
3. 計画の策定経過.....	37

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

これまで我が国では、少子化対策として、平成 15（2003）年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成 22（2010）年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、ならびに子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りとした、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築についての検討、また平成 24（2012）年に制定された「子ども・子育て関連 3 法[※]」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取り組みが展開されてきました。

さらに、この 3 法に基づいて平成 27（2015）年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況のなか、南あわじ市（以下「本市」という。）においても「子ども・子育て支援法」に基づいた計画を 2 期にわたって策定してきました。「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画【第 2 期】」（以下「第 2 期計画」という。）では、「子育ての喜びが見えるまち・南あわじ」を基本理念として、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の計画的な推進とともに、すべての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現に向けた取り組みを進めています。

しかしながら、少子化の進行や歯止めのかからない人口減少は、本市のみならず全国的な課題となっており、それに加えて、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。コロナ禍はこうした状況に拍車をかけ、その影響はまだ続いているものと考えられます。

「第 3 期南あわじ市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、全国的な潮流と本市の実情を踏まえながら、令和 6（2024）年度に計画期間が満了となる第 2 期計画の後継計画として策定するものです。

※「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をさす。

2. 子ども・子育て支援施策の動向

(1) 幼児教育・保育、子ども・子育て支援

少子化の急速な進行や子育て家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 24 (2012) 年 8 月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。これを基に、平成 27 (2015) 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。

令和元 (2019) 年 10 月に、総合的な少子化対策を推進する一環として子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

令和 5 (2023) 年 12 月に、全ての子どもの誕生日前から幼児期までの「はじめの 100 か月」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることを目的とした、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定されました。

こども未来戦略(令和 5 (2023) 年 12 月 22 日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する旨が盛り込まれた「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が令和 6 (2024) 年 10 月に施行される予定です。

(2) 学校教育・学童期

令和 5 (2023) 年 6 月に、2040 年以降の社会を見据え、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を基本方針に掲げた「第 4 期教育振興基本計画」が策定されました。子どもの健やかな成長に向けては、「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求するなかで、専門性を高めつつ緊密に連携することが重要であり、教育振興基本計画の推進にあたっては、こども大綱に基づくこども施策と相互に連携を図りながら取り組む必要があることが明記されています。

平成 30 (2018) 年 9 月に、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。このプランは、令和 6 (2024) 年度末で計画期間が終了となりますが、その理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和 5・6 (2023・2024) 年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」がとりまとめられました。

(3)子どもの貧困対策

子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成 26 (2014) 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方針等が示されました。

さらなる取り組みの充実を図るべく、令和元 (2019) 年 6 月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正により、市町村においても計画策定が努力義務となりました。

令和元 (2019) 年 11 月には法改正を踏まえた新たな大綱が策定され、分野横断的な基本方針として、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届いていないまたは届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進すること等が明記されました。

令和 5 (2023) 年 12 月に、「子供の貧困対策に関する大綱」はこども大綱へと一元化されました。

(4)若者支援・少子化対策

子ども・若者育成支援施策を総合的に推進することを目的として、平成 22 (2010) 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行、同年 7 月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成 28 (2016) 年 2 月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。その後も子ども・若者を取り巻く状況は大きく変化し、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況がさらに深刻さを増す中で、令和 3 (2021) 年 4 月に第 3 次となる大綱が策定されました。

令和 5 (2023) 年 12 月に、「子供・若者育成支援推進大綱」はこども大綱へと一元化されました。

3. 計画の位置づけ

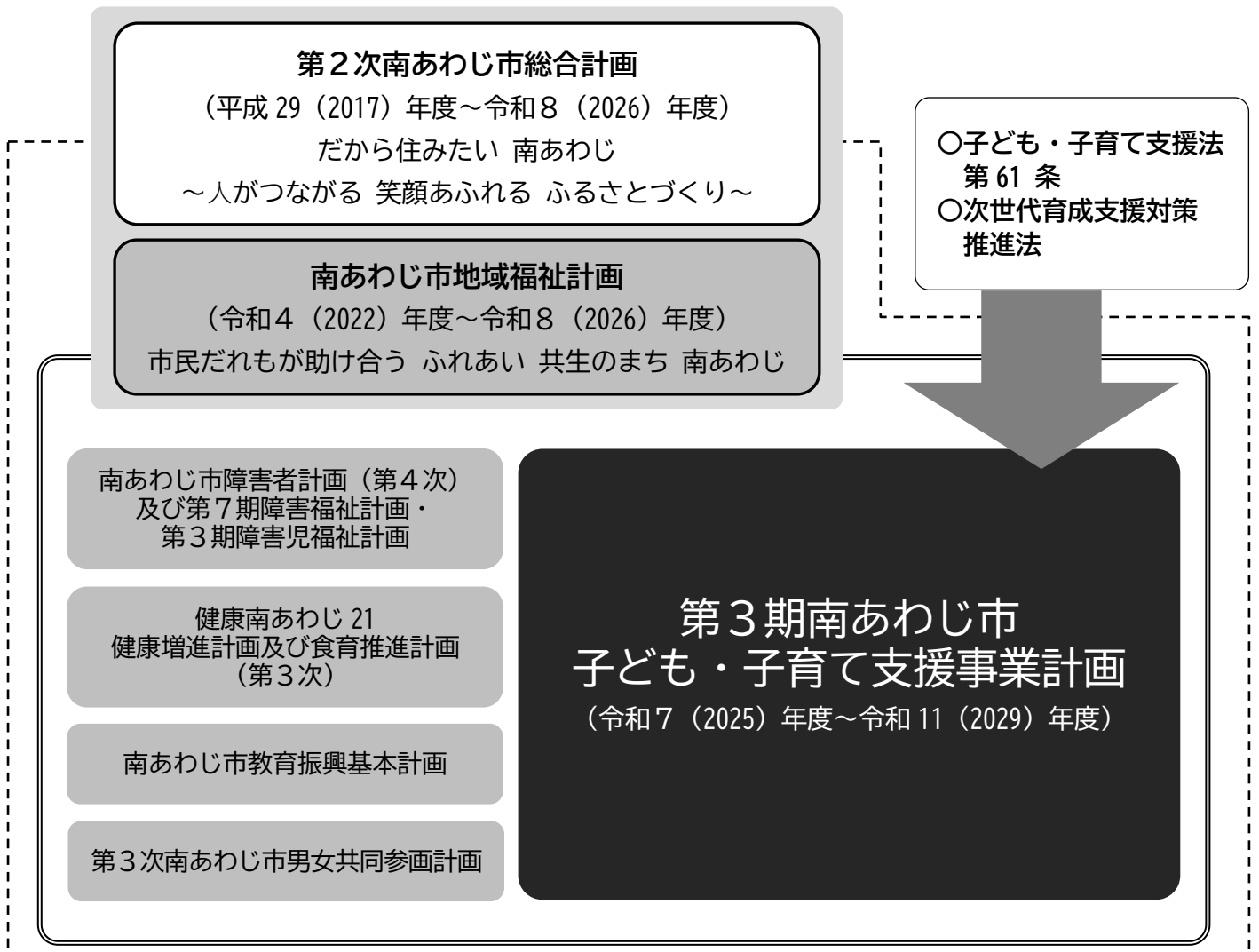
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容及び子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容を定めた計画です。

また、本市の市政運営の柱となる第2次南あわじ市総合計画を最上位計画に置きつつ、総合的な地域福祉の方策を示す第2期南あわじ市地域福祉計画のもとで、関連する他計画との整合性を図りながら策定します。

さらには、次世代育成支援行動計画の内容の一部を本計画に引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

なお、第2期計画の進捗状況を本計画において検証し、引き続き取り組むべき課題を盛り込みます。

■関連計画等との関係図



4. 計画期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間を対象とします。

なお、計画の内容と実際の状況に乖離が生じた場合には、必要に応じて検討・見直しを行うものとしてします。

■計画期間

令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第2期計画					
← 第3期南あわじ市子ども・子育て支援事業計画 →					

5. 計画の策定体制

(1) 計画の策定組織

本計画は、南あわじ市子ども・子育て会議での検討を踏まえて策定します。

南あわじ市子ども・子育て会議は、保護者をはじめ、学校・保育所・幼稚園や子育て支援に関する活動を行う地域活動団体の関係者などから構成され、計画案や市の子育て支援施策について検討を行います。

(2) パブリックコメントによる市民意見の募集

本計画案を市役所等の窓口や市ホームページで公開し、広く市民から意見を収集し、その意見を精査しながら計画書に反映します（予定）。

(3)子育て家庭に対する実態把握

本計画の策定にあたって、就学前児童の保護者や小学生の保護者に対して、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用意向を把握するため、「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

■南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の概要

項目	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査
調査対象者	市内在住の就学前児童の保護者	市内在住の放課後児童クラブ等を利用中の小学生の保護者
調査期間	令和6年3月1日(金)～ 3月26日(火)	令和6年3月1日(金)～ 3月26日(火)
調査方法	教育・保育施設等における 調査票の配布・回収 または郵送による回収	学童保育における調査票の配布・回収 または郵送による回収
配布数	1,000件	200件
有効回収数	506件	118件
有効回収率	50.6%	59.0%

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

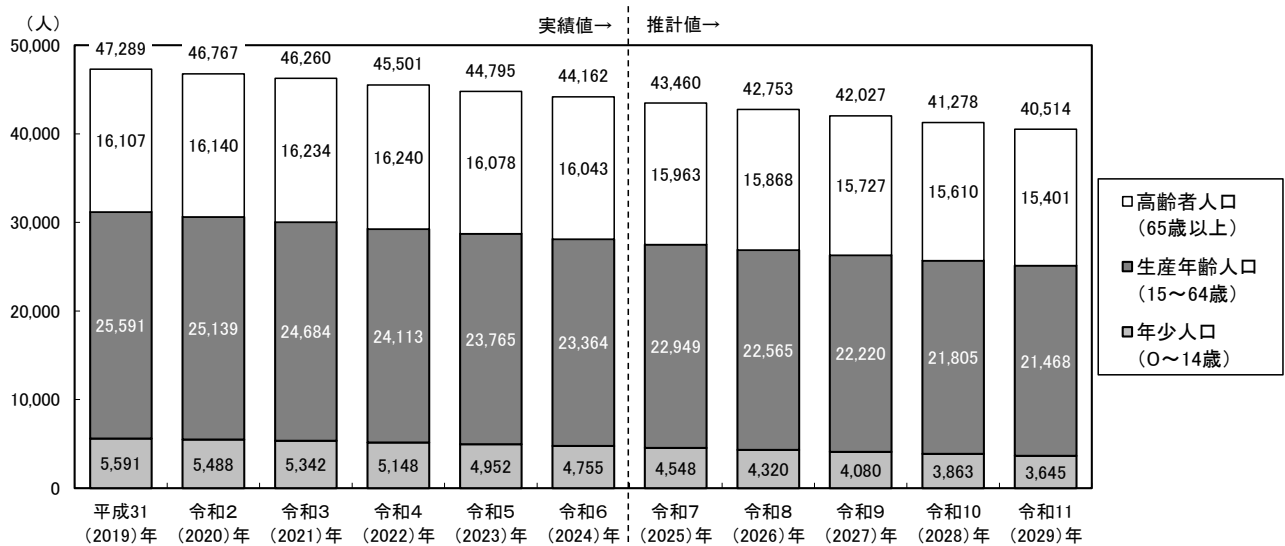
1. 人口等の推移

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移と将来推計

本市の総人口の推移は減少傾向にあり、令和6（2024）年では44,162人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は、いずれも減少傾向にあります。高齢者人口（65歳以上）については、令和4（2022）年までは増加していましたが、以降は減少が続いています。

人口推計については、いずれの年齢区分でも減少傾向が続きます。令和11（2029）年における総人口は40,514人になるものと見込まれ、令和6（2024）年と比較して8.26%の減少となります。

■総人口と年齢3区分別人口の推移（実績値、推計値）



資料：【実績値】住民基本台帳（各年3月31日時点）

【推計値】コーホート変化率法[※]による推計

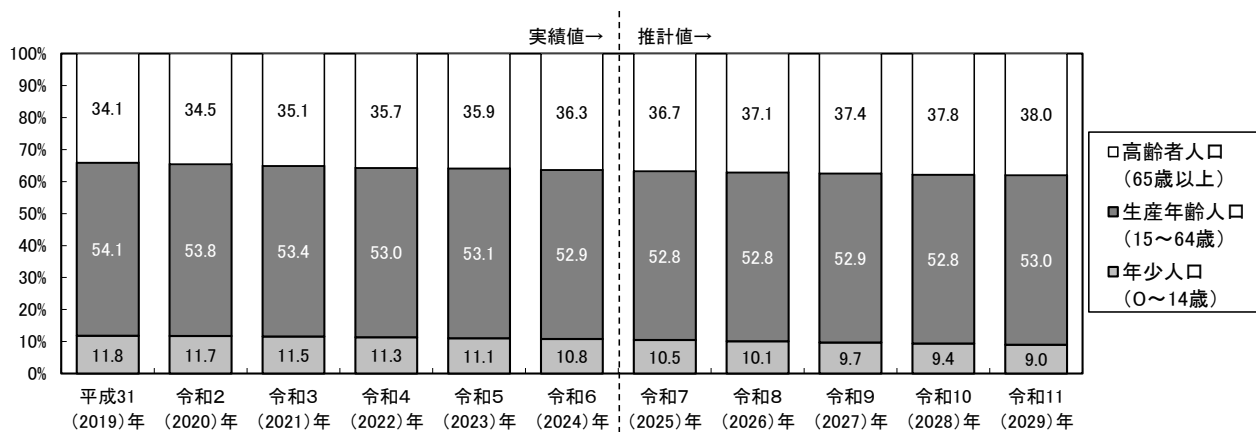
※「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことをさす。

また、「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

年齢3区分別人口割合の実績値は、平成31（2019）年から令和6（2024）年にかけて0～14歳、15～64歳については減少が続いており、65歳以上については一貫して増加しています。0～14歳は1.0ポイント、15～64歳は1.2ポイントそれぞれ減少しており、65歳以上は2.2ポイント増加しています。

また、推計値については0～14歳において継続して減少が続き、令和9（2027）年には1割を割る推計となっています。65歳以上は継続して増加が続く見込みとなっており、15～64歳については、ほぼ横ばいで推移することが見込まれます。

■年齢3区分別人口割合の推移（実績値、推計値）



資料：【実績値】住民基本台帳（各年3月31日時点）
【推計値】コーホート変化率法による推計

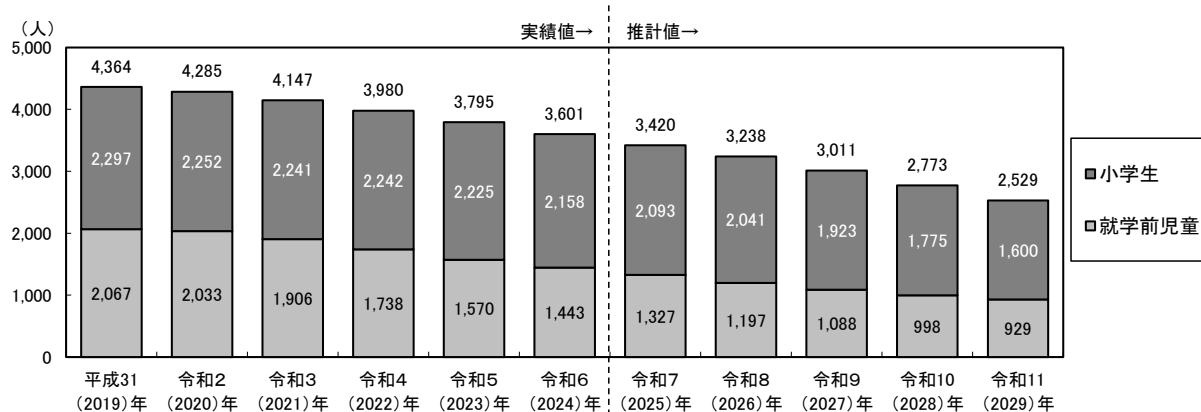
(2)年少人口(中学生を除く)の推移と将来推計

① 就学前児童、小学生

就学前児童、小学生別に人口の推移をみると、実績、推計いずれも減少傾向にあります。

また、令和11（2029）年における就学前児童、小学生それぞれの推計値についてはそれぞれ、令和6（2024）年と比較して35.6%、25.9%の減少となっています。

■就学前児童、小学生の人口推移（実績値、推計値）



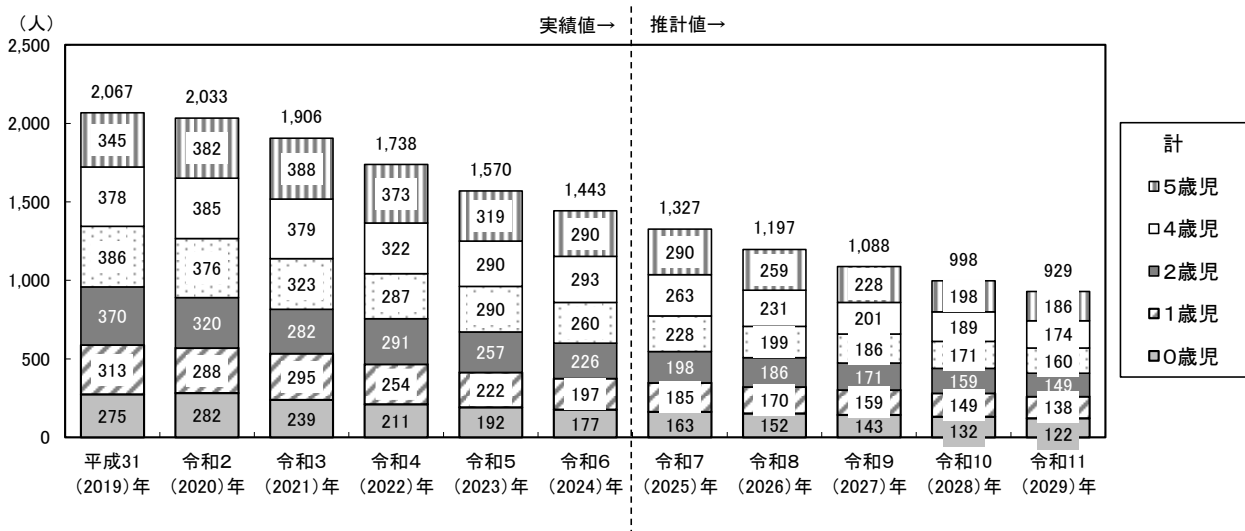
資料：【実績値】住民基本台帳（各年3月31日時点）
【推計値】コーホート変化率法による推計

② 就学前児童(1歳階級別)

就学前児童(0～5歳児)の1歳階級別人口の推移をみると、0歳児は平成31(2019)年から令和2(2020)年にかけて増加しましたが、以降は減少しています。1歳児は令和2(2020)年から令和3(2021)年にかけて増加しましたが、以降は減少しています。2歳児及び3歳児は一貫して減少が続いている一方で、4歳児は増減を繰り返しながら推移しています。5歳児は平成31(2019)年から令和3(2021)年にかけて増加が続きましたが、以降は減少しています。

推計値については、いずれの年齢においても減少傾向で推移するものと見込まれます。

■就学前児童(0～5歳児)の人口推移(実績値、推計値)



資料：【実績値】住民基本台帳(各年3月31日時点)

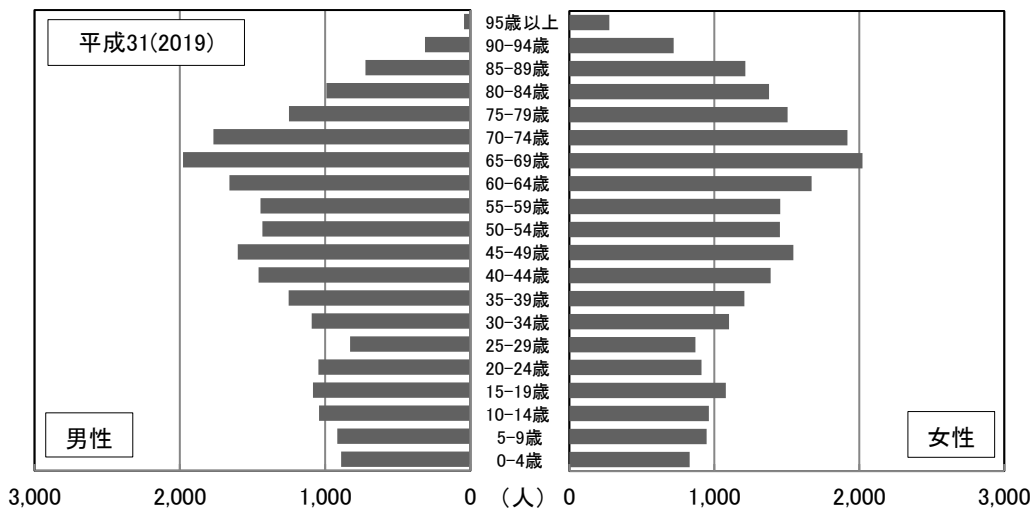
【推計値】コーホート変化率法による推計

(3)人口ピラミッド(5歳階級別)

5歳階級別の人口ピラミッドについて、平成31(2019)年と令和6(2024)年を比較すると、0～4歳人口及び30～34歳人口、そして65～69歳人口の減少が著しいものとなっています。65～69歳人口は団塊の世代を含むものであることが背景にあるものと考えられます。

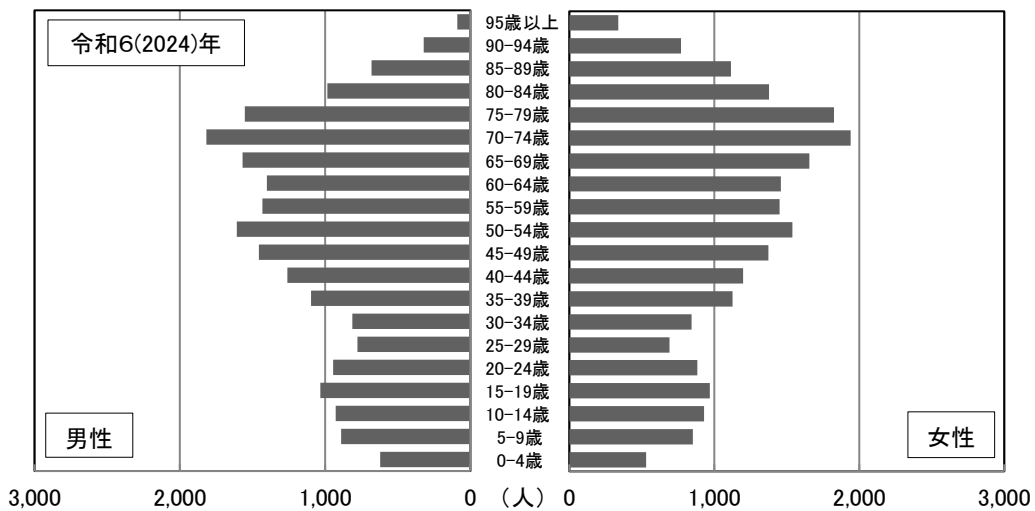
一方で、0～4歳人口及び30～34歳人口は、親と子を含む子育て世代の一部とも考えられ、就学前の「産み、育てる」段階において、本市が選ばれなくなっている可能性も含めて検討する必要があると考えられます。

■人口ピラミッド(5歳階級別/平成31(2019)年)



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

■人口ピラミッド(5歳階級別/令和(2024)年)



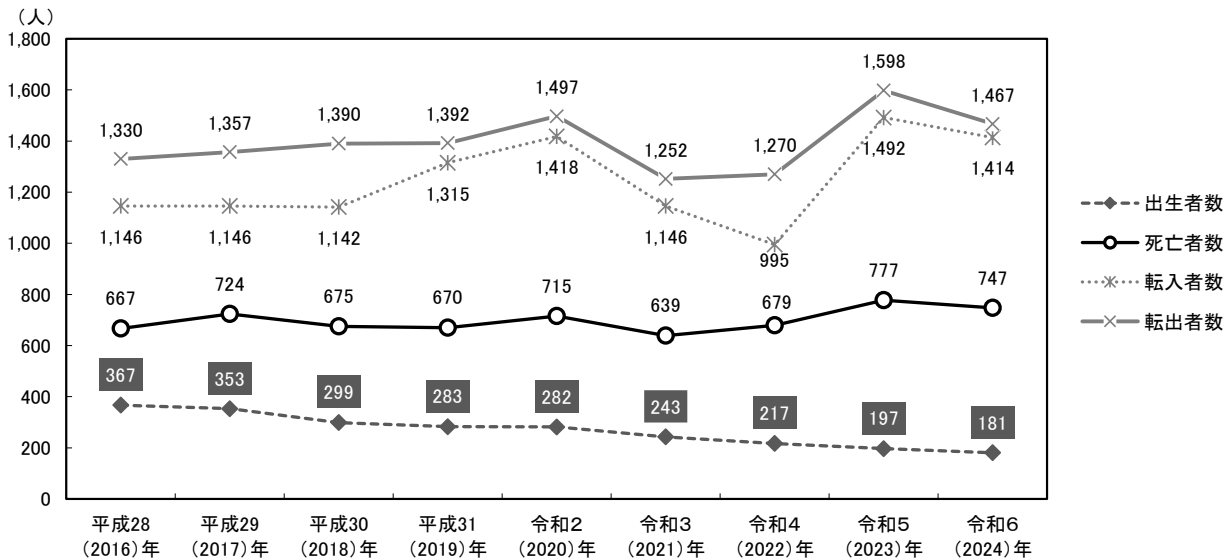
資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

(4)自然動態・社会動態の推移

自然動態についてみると、出生者数が死亡者数を下回る自然減となっており、その差は年々拡大傾向にあります。

一方の社会動態については、転出者数が転入者数を上回る社会減となっています。

■自然動態・社会動態の推移

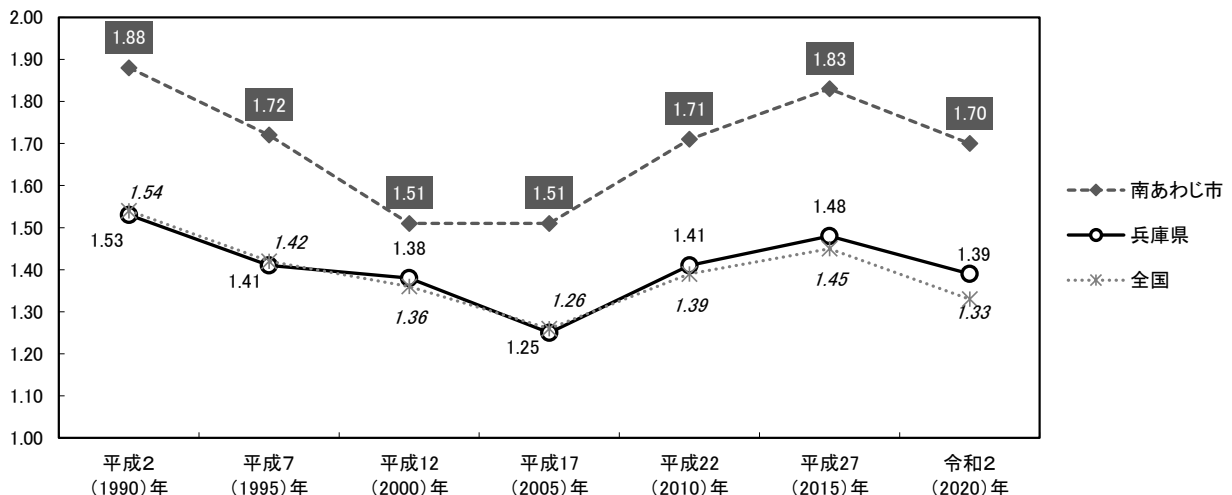


資料：地区・行政区別人口世帯数（各年3月31日時点）

(5)合計特殊出生率の推移

15歳から49歳までの女性が一生に産むとされる子どもの数である合計特殊出生率については、増減を繰り返しながら推移しており、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけては減少に転じています。また、いずれの年においても全国、県を上回る水準で推移しています。

■合計特殊出生率の推移



資料：兵庫県保健統計年報

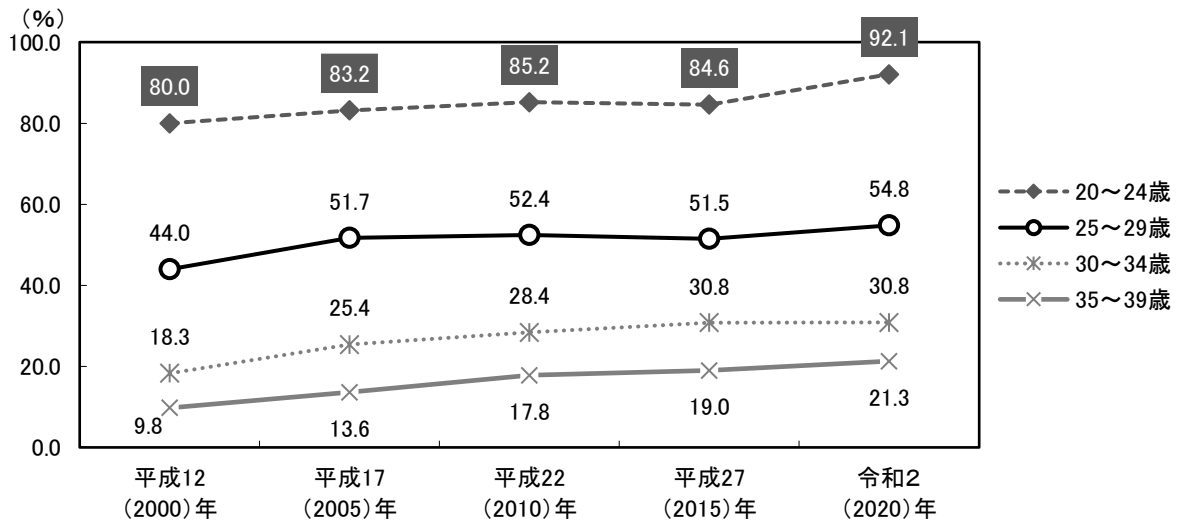
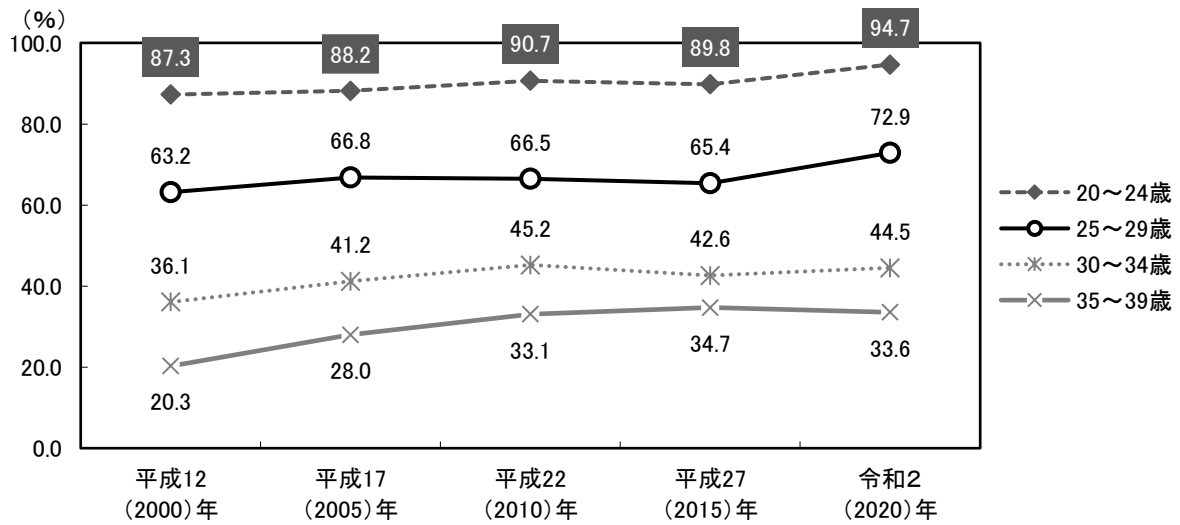
(6) 婚姻・離婚の推移

① 未婚者の推移

未婚率の推移については、いずれの年齢階級においても概ね増加傾向にあります。

そのなかでも、平成 27 (2015) 年から令和 2 (2020) 年にかけての男性 25～29 歳と、女性 20～24 歳において、その増加は大きくなっており、それぞれ 7.5 ポイントの増加となっています。

■年代別未婚率の推移 (男性、女性)



資料：国勢調査 (各年 10 月 1 日)

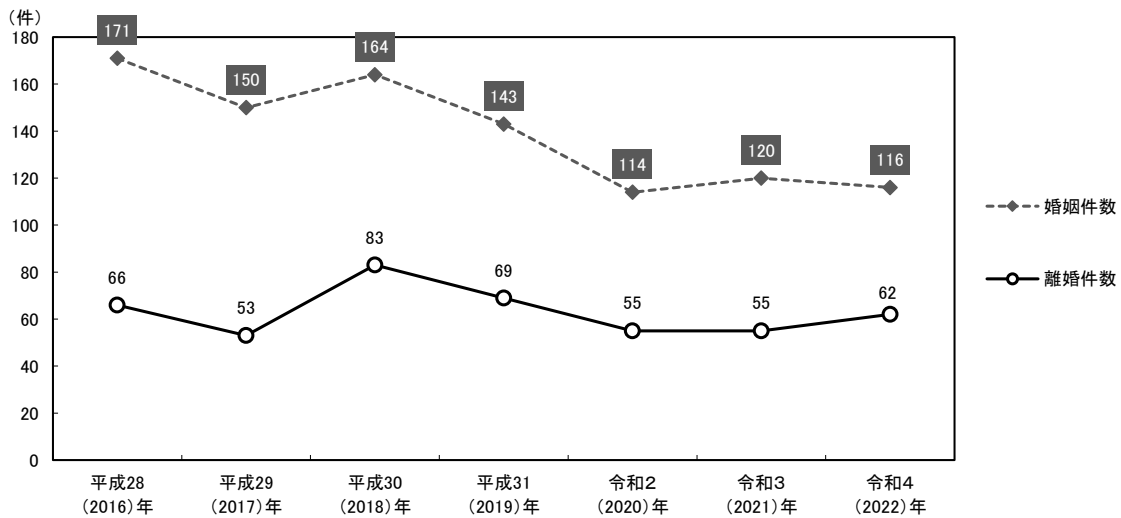
※平成 12 年は緑町・西淡町・三原町・南淡町の合計

② 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数については増減を繰り返しながら推移しており、令和4（2022）年には116件となっています。離婚件数は、平成30（2018）年以降は減少傾向で推移してきましたが、令和3（2021）年から令和4（2022）年にかけては増加に転じています。

また、婚姻件数と離婚件数の差は、年々縮小傾向にあり、相対的に離婚件数が増加していることがうかがえます。

■婚姻件数、離婚件数の推移

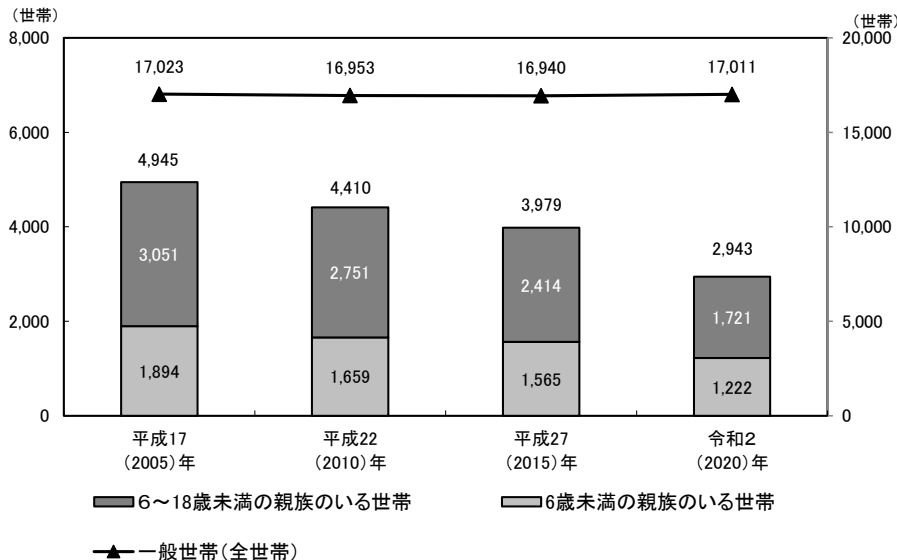


資料：兵庫県保健統計年報

(7) 子育て世帯の推移

子育て世帯の推移をみると、一般世帯はほぼ横ばいとなっている一方で、18歳未満の親族のいる世帯と6歳未満の親族のいる世帯はいずれも減少しています。

■子育て世帯の推移

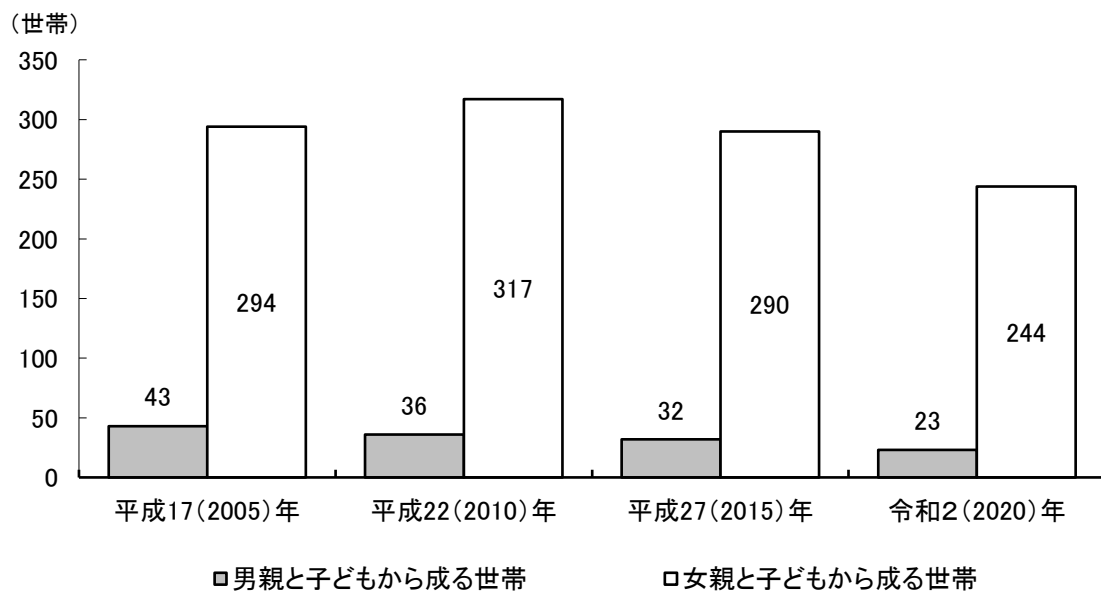


資料：国勢調査

(8)ひとり親世帯の推移

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移をみると、男親・女親いずれも平成22（2010）年から平成27（2015）年にかけて減少しています。

■ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査

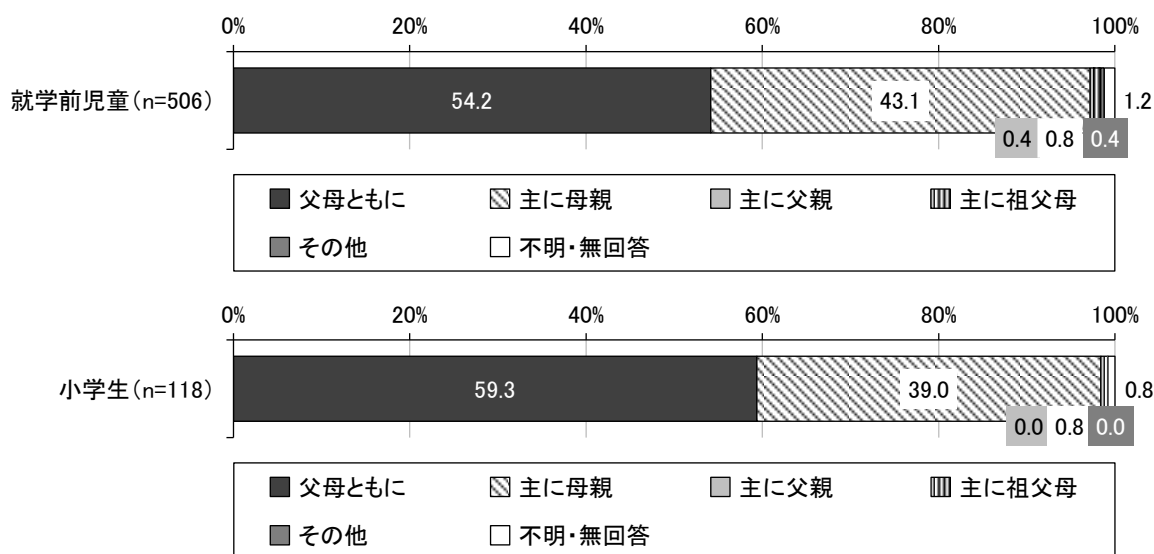
2. 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯を取り巻く状況

① 子育てへの関わりや相談者の状況

子育て（教育を含む）を主に行っている方については、就学前児童・小学生いずれも「父母ともに」が最も高く、次いで「主に母親」となっています。

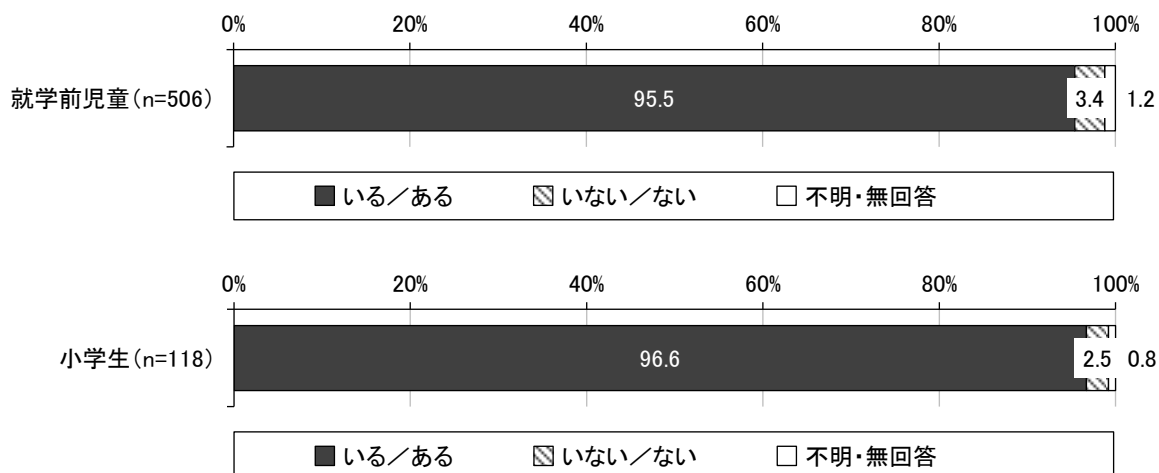
■子育て（教育を含む）を主に行っている方



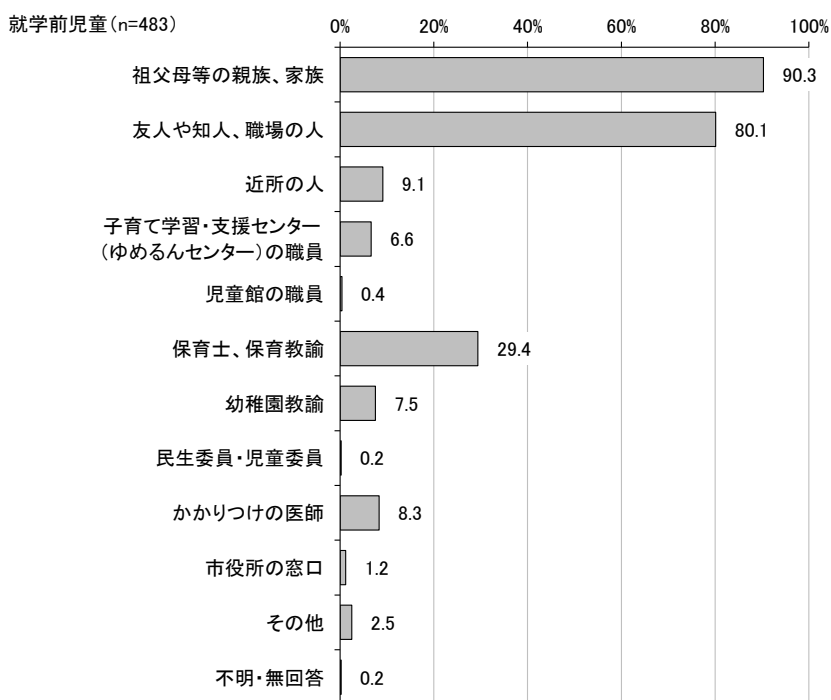
気軽に相談できる人の有無をみると、就学前児童・小学生いずれも「いる／ある」と回答した方は9割半ば、それ以上を占めています。

また、気軽に相談できる相手については、就学前児童・小学生いずれも「祖父母等の親族、家族」の割合が最も高く、次いで「友人や知人、職場の人」となっています。

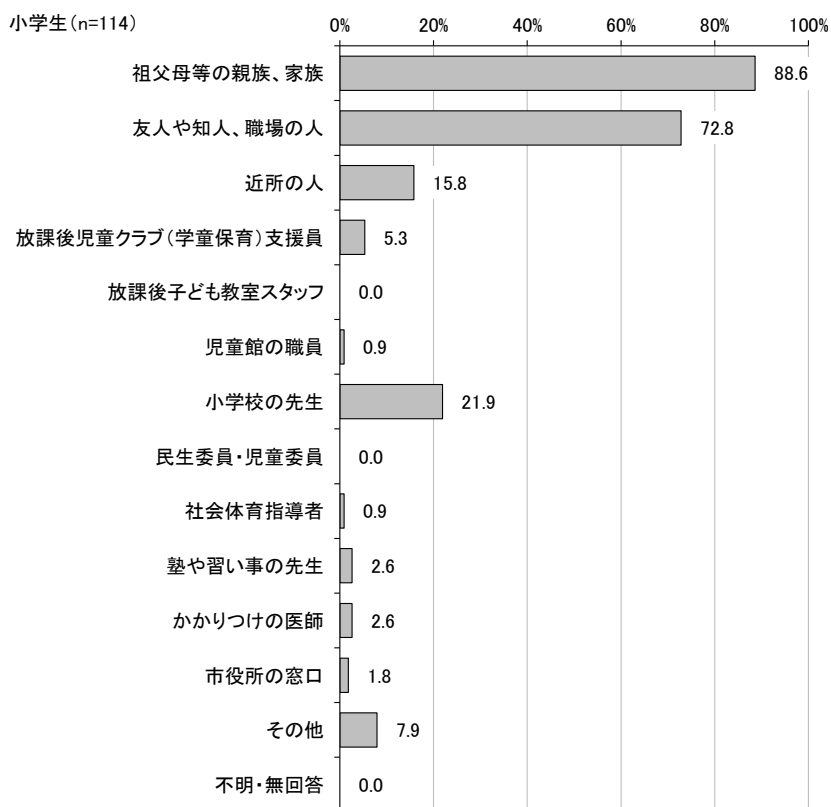
■子育てに関して気軽に相談できる人の有無



■子育てに関して気軽に相談できる相談先（就学前児童）



■子育てに関して気軽に相談できる相談先（小学生）



3. 就労状況

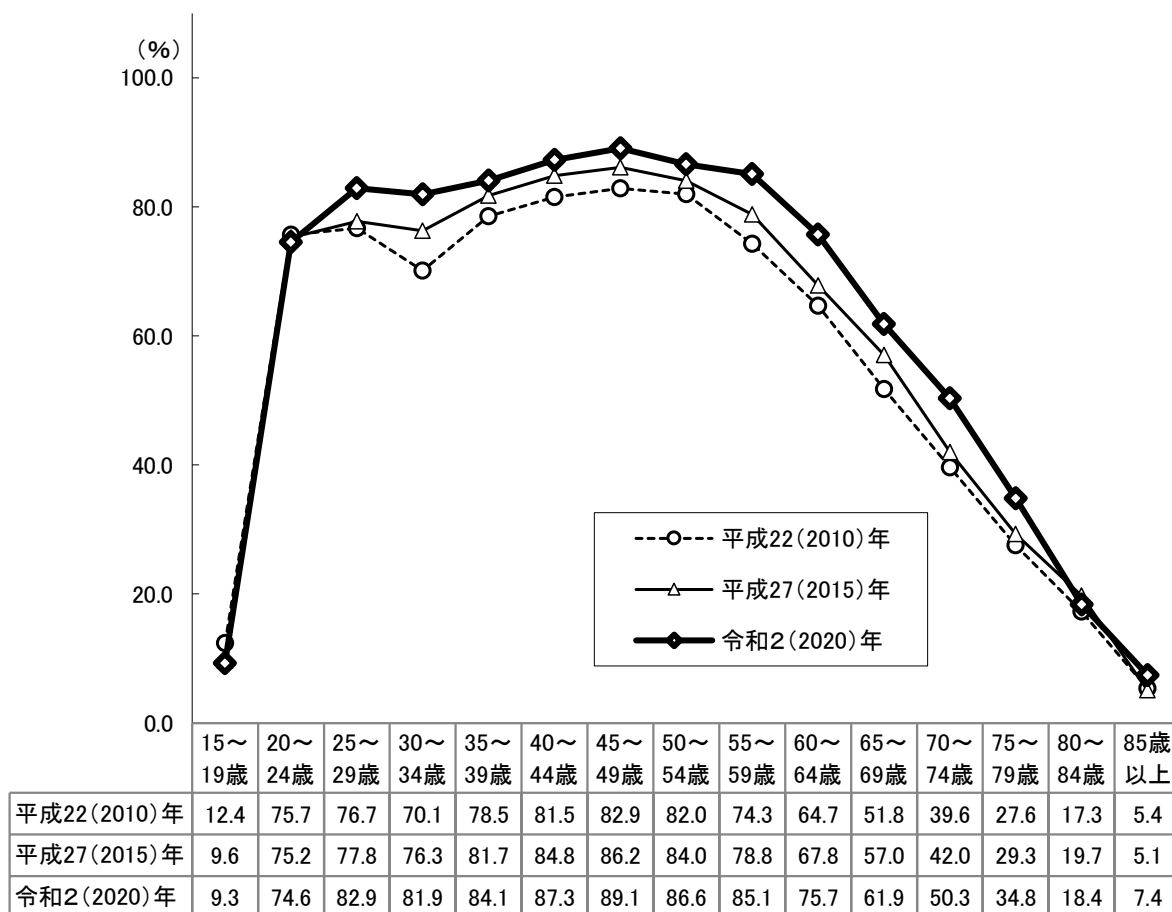
(1) 女性の就労状況

① 女性の年齢階級別就業率

女性の年齢階級別就業率をみると、出産や子育て期に当たる30代前後で就業率が低下する「M字カーブ」が徐々に解消されるとともに、全体的な就業率の増加がうかがえます。

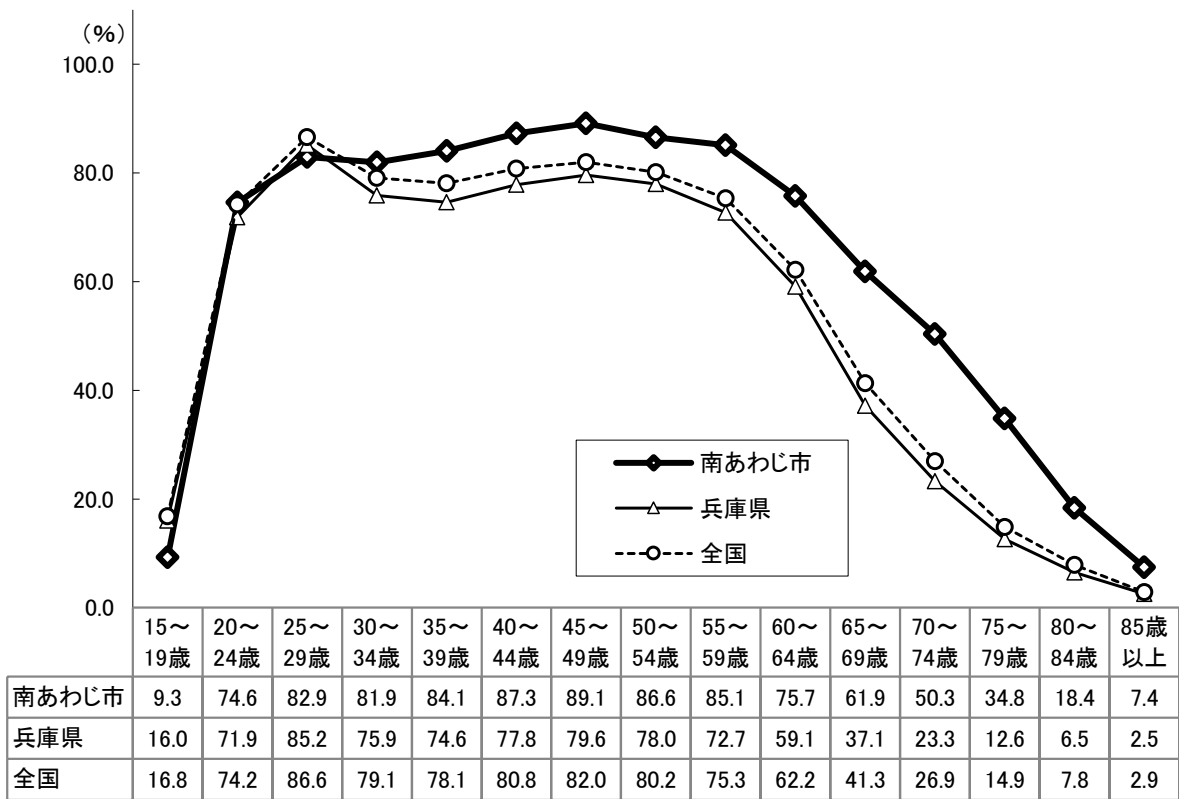
また、全国や兵庫県と比較すると、本市の30歳以降については高い水準となっており、働く女性が多いことがうかがえます。

■女性の年齢階級別就業率の推移



資料：国勢調査

■女性の年齢階級別就業率の比較（全国、兵庫県）

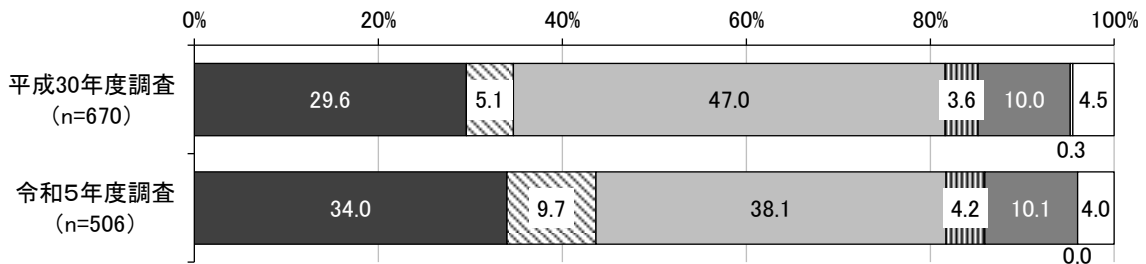


資料：国勢調査

② 母親の就労状況

母親の就労状況については、「フルタイムで就労している」「フルタイム以外で就労している」を合わせた、現在就労している人は86.0%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の人は13.9%となっており、この値は前回調査と比較して5.2ポイント増加しています。

■就学前児童の母親の就労状況（経年比較）

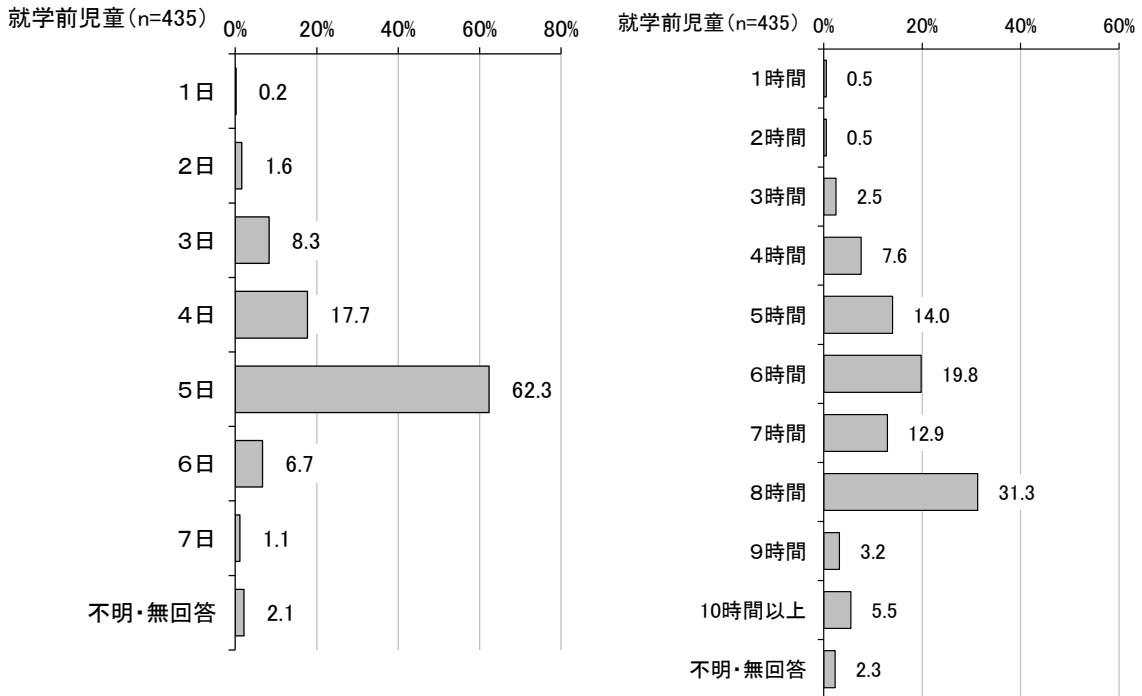


■フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない
 □フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である
 □パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない
 ■パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、育休・介護休業中である
 ■以前は就労していたが、現在は就労していない
 □これまで就労したことがない

母親の就労日数については、1週あたりで「5日」が最も高くなっています。

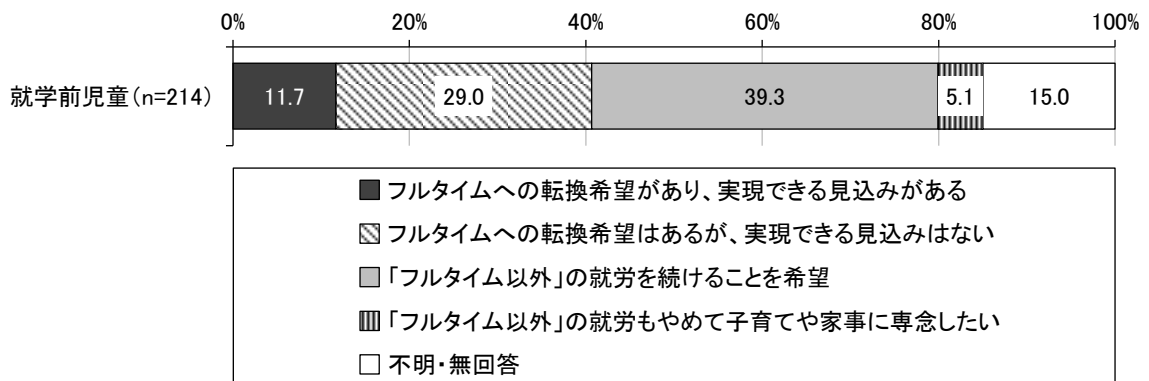
就労時間については、1日あたり「8時間」が最も高く、次いで「6時間」となっています。

■母親の就労日数（1週あたり）



「フルタイム以外」で就労している人のうち、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」と「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」を合わせた「フルタイムへの転換希望」がある母親は、40.7%となっており、「『フルタイム以外』の就労を続けることを希望」する母親と同等の水準となっています。

■就学前児童の母親の就労状況（経年比較）

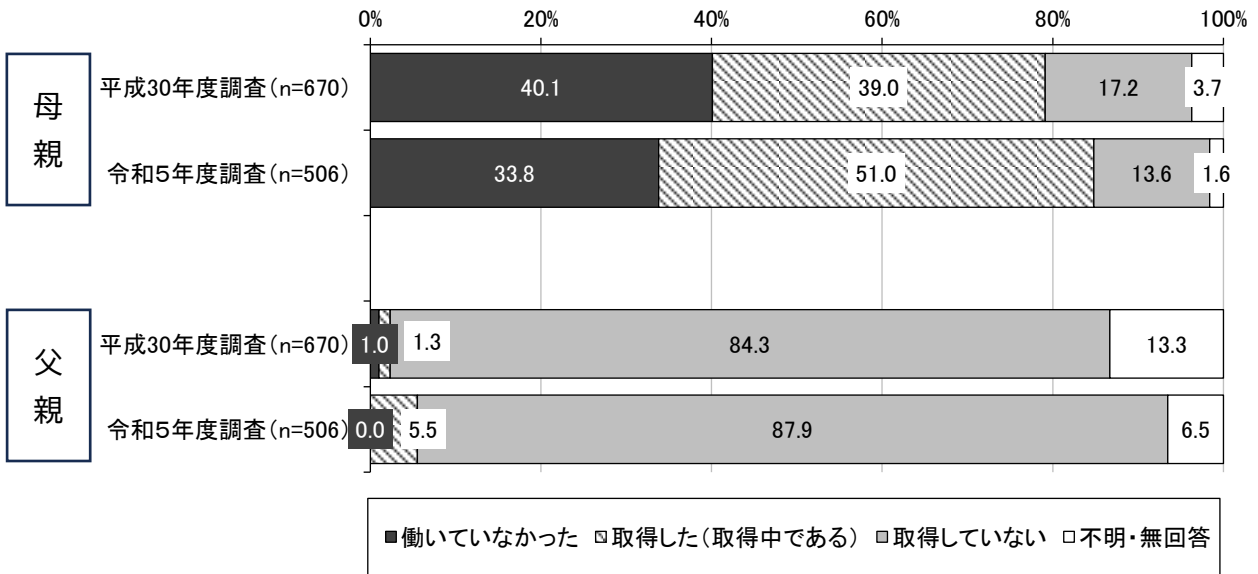


(2) 育児休業制度の取得率

就学前児童の保護者について、育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は51.0%、父親は5.5%という状況です。

前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は12.0、父親は4.2ポイント高くなっています。

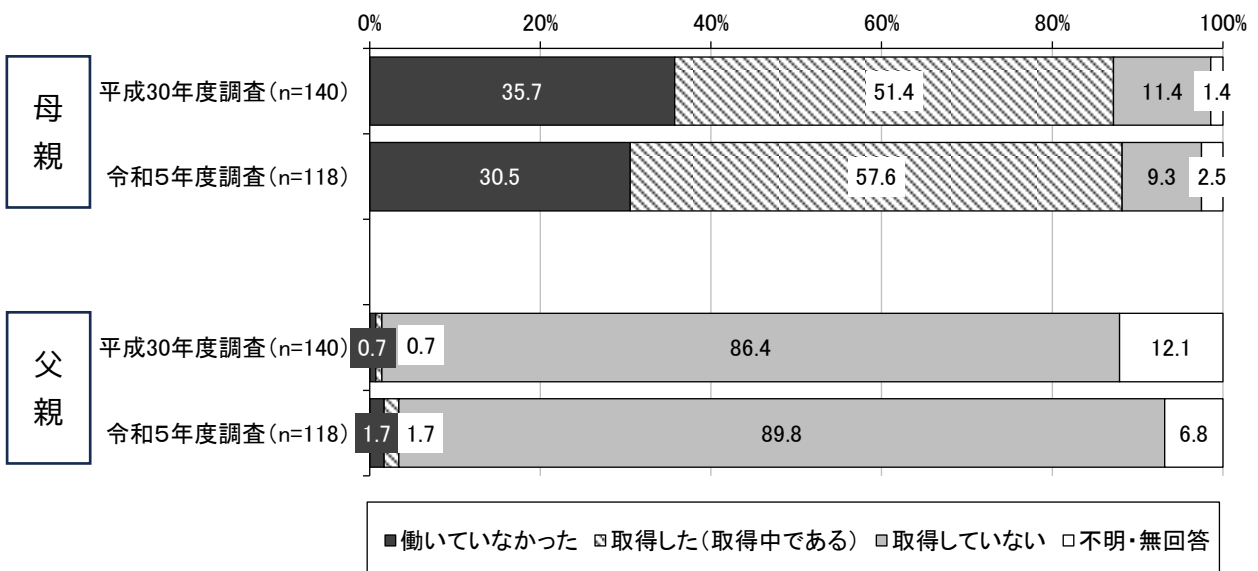
■就学前児童保護者における育児休業制度の利用状況



小学生の保護者について、育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は57.6%、父親は1.7%という状況です。

前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は6.2ポイント高くなっています。

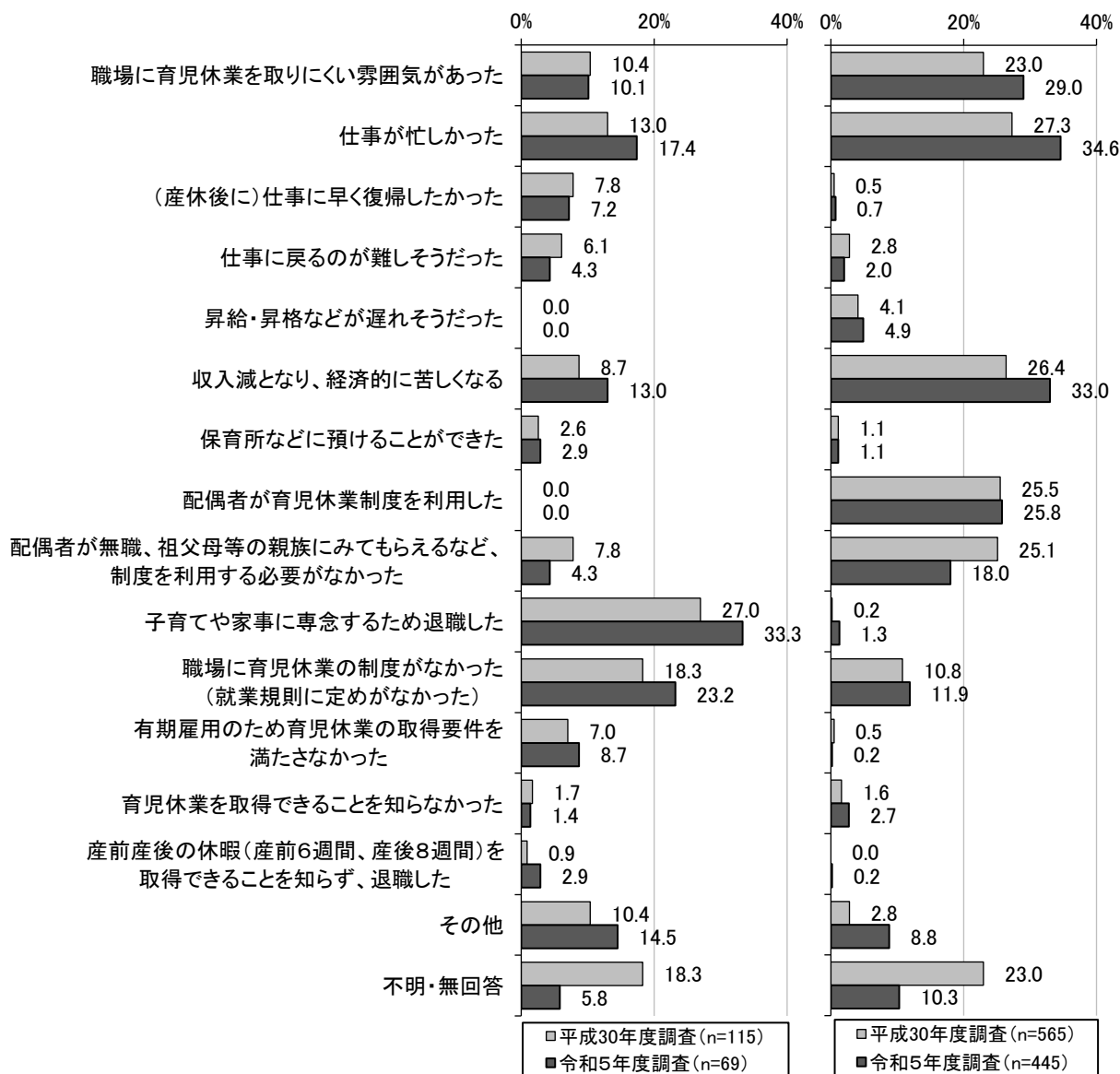
■小学生保護者における育児休業制度の利用状況



就学前児童の保護者が育児休業を取得していない理由についてみると、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」をあげた割合が最も高くなっており、前回調査と比較して6.3ポイントの増加となっています。

n数については減少していることから、育児休業を取得している母親と、していない母親を取り巻く就業条件に二極化が起こっている可能性がうかがえます。

■育児休業を取得していない理由（複数回答）



4. 教育・保育事業の状況

(1) 定期的な教育・保育事業

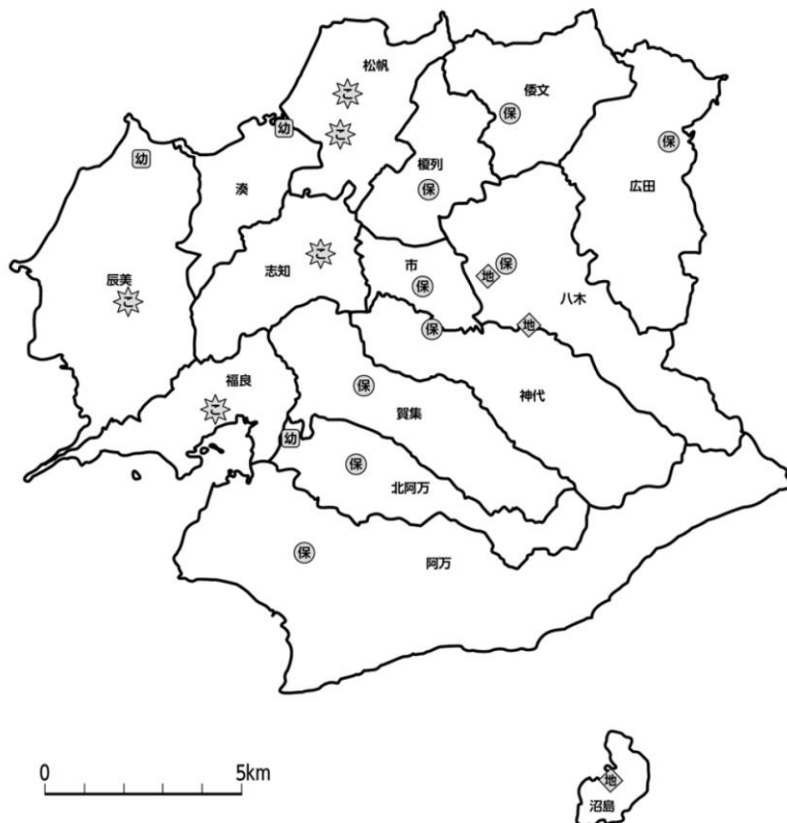
① 教育・保育施設の現状

本市における教育・保育施設は各小学校区に概ね1施設以上の保育所及び幼稚園もしくは認定こども園が立地しています。認定こども園は5施設、幼稚園は4施設となっており、主に市の西側に立地しています。

■小学校区別 教育・保育施設の一覧及び施設の分布

小学校区	保育所 地域型保育	認定こども園	幼稚園
松帆		松帆北 松帆南	
湊			湊
辰美		伊加利	津井
賀集	賀集		
福良		福良	
阿万	阿万		
北阿万	北阿万		淡路さゆり
沼島	沼島よつば		

小学校区	保育所 地域型保育	認定こども園	幼稚園
倭文	倭文		
志知	志知		志知
榎列	榎列		
八木	八木 すくすく 翁寿園		
市		市	
神代	神代		
広田	広田 よつば		

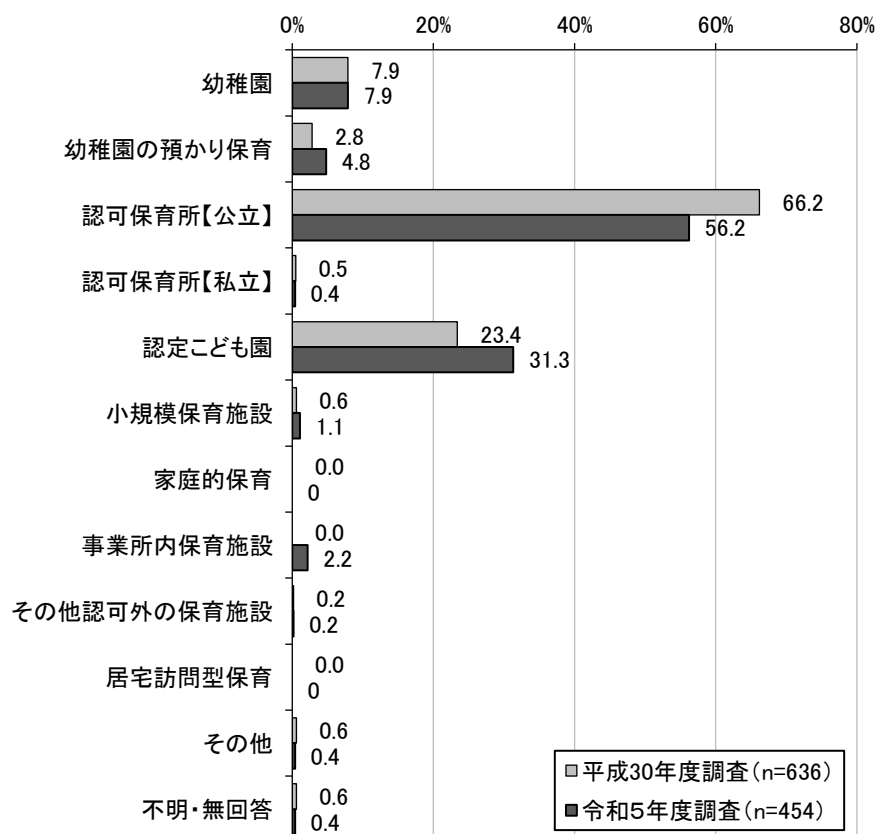


② 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

定期的な教育・保育事業の利用状況については、「認可保育所【公立】」の割合が最も高く、次いで「認定こども園」となっています。

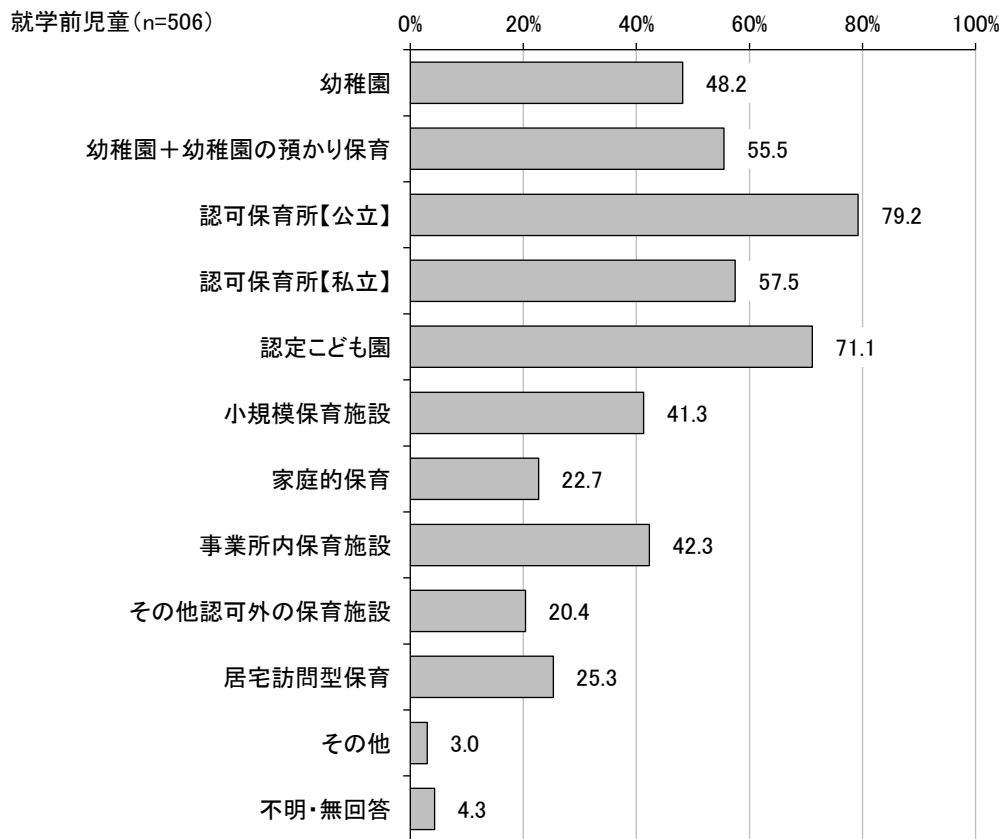
利用状況について前回調査と比べると、認定こども園の新設に伴って、「認可保育所【公立】」が減少している一方で、「認定こども園」が7.9ポイント増加しています。

■定期的な教育・保育事業の利用状況（複数回答）



希望する定期的な教育・保育事業についても、「認可保育所【公立】」の割合が最も高く、次いで「認定こども園」となっています。

■希望する定期的な教育・保育事業（複数回答）



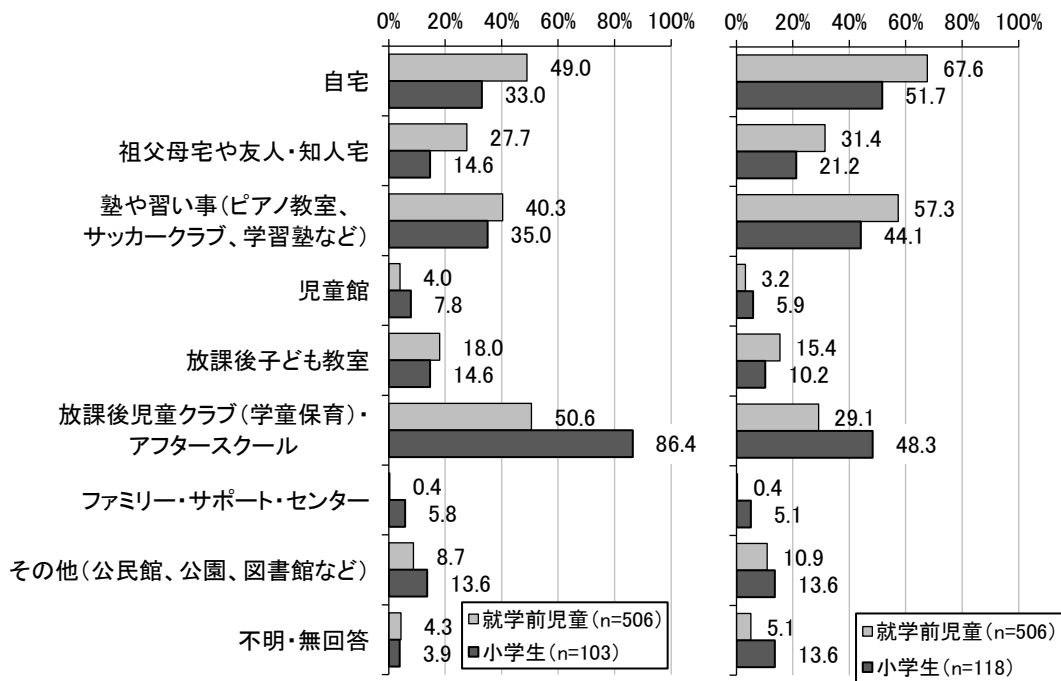
(2)放課後児童クラブの利用について

放課後の時間を子どもにどのように過ごさせたいかについては、就学前児童、小学生いずれも「放課後児童クラブ（学童保育）・アフタースクール」「自宅」「塾や習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が高くなっています。

「放課後児童クラブ（学童保育）・アフタースクール」の利用希望については、小学生は放課後児童クラブを通じた調査となっていることもあり、就学前児童に比べて特に高くなっています。

また、高学年時の「放課後児童クラブ（学童保育）・アフタースクール」の利用希望については、就学前児童、小学生ともに、低学年に比べて少なくなっています。

■放課後の過ごし方の希望（低学年、高学年）



5. 施策等の進捗評価

第2期計画の施策は、8つの基本目標のもとに19の基本施策、そして67事業によって構成されています。

施策の進捗評価の結果として、「目標を達成した」については20事業(29.9%)、「推進できた」は31事業(46.3%)、「実施中である」は12事業(17.9%)、「実施したが見直しが必要」が2事業(3.0%)、「未実施」が2事業(3.0%)、「評価できず」が0事業(0.0%)という進捗評価となりました。

■第2期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標を達成	推進できた	実施中	要見直し	未実施	評価できず
計画全体	67	20	31	12	2	2	0
基本目標1 すべての子どもの健やかな成長を育むまちづくり	4	0	2	0	1	1	0
基本施策1 教育・保育の充実	1	0	0	0	0	1	0
基本施策2 多様な保育サービスの充実	3	0	2	0	1	0	0
基本目標2 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり	6	1	5	0	0	0	0
基本施策1 情報提供・相談体制の充実	3	1	2	0	0	0	0
基本施策2 母と子の健康の支援	3	0	3	0	0	0	0
基本目標3 地域で子どもの成長を育むまちづくり	3	0	1	2	0	0	0
基本施策1 地域での子育て支援の充実	3	0	1	2	0	0	0
基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの推進	4	0	2	2	0	0	0
基本施策1 子育て家庭への理解の促進	2	0	0	2	0	0	0
基本施策2 子育ての男女共同参画の推進	2	0	2	0	0	0	0
基本目標5 母子及び乳幼児等の健康の確保	16	6	8	1	1	0	0
基本施策1 子どもや母親の健康の確保の推進	8	3	4	0	1	0	0
基本施策2 思春期保健対策の充実	5	0	4	1	0	0	0
基本施策3 小児医療の充実	3	3	0	0	0	0	0
基本目標6 生きる力を育む教育の推進	14	3	9	2	0	0	0
基本施策1 豊かな心を育む教育の推進	8	0	6	2	0	0	0
基本施策2 児童の健全育成の推進	6	3	3	0	0	0	0

施策名	事業数	目標を達成	推進できた	実施中	要見直し	未実施	評価できず
基本目標 7 子育てを支援する生活環境の整備	7	3	2	2	0	0	0
基本施策 1 遊び環境の整備	4	2	1	1	0	0	0
基本施策 2 子ども等の安全の確保	3	1	1	1	0	0	0
基本目標 8 要保護児童への対応など、 きめ細やかな取り組みの推進	13	7	2	3	0	1	0
基本施策 1 児童虐待防止対策の充実	3	2	0	1	0	0	0
基本施策 2 支援の必要な子ども・子育て 家庭への支援の充実	3	1	1	0	0	1	0
基本施策 3 ひとり親家庭への支援	3	3	0	0	0	0	0
基本施策 4 特別な支援を要する 児童生徒への早期対応	3	1	1	1	0	0	0
基本施策 5 貧困対策	1	0	0	1	0	0	0

6. 子育て支援に関する現状・課題と今後の方向性

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や第2期計画における施策の進捗評価に基づき、5つの課題をあげました。これらの課題を解決するための基本施策を優先的に推進します。

◇課題1 すべての子育て家庭へのきめ細かな支援の充実

半数以上の世帯において、日常的な子育てには父母ともに関わっている実情が、アンケート調査の結果から明らかになりました。女性の社会進出の進展や、男性の育児休業取得の増加が背景にあるものと考えられます。

また、子育てに関する悩みや不安については、祖父母等の親族や家族、友人・知人などに相談するなどによって解消されていることがうかがえます。一方、保護者の抱えるストレスが解消されないまま、その影響が子どもに及んでしまうことも、可能性として十分にありうることです。

そのため、すべての子育て家庭が日々の子育てのなかで不安や負担を抱え込まず、さらに頼れる人のいない人や家庭が地域で孤立することのないよう、それぞれの子育て家庭が安心して子育てできるよう、ニーズに応じた、きめ細かな支援体制を充実させていくことが求められます。

◇課題2 子育て家庭の多様な働き方に対応した子育て支援の充実

就学前児童の母親は9割近くが就労し、その7割が週5日以上勤務となっており、今後も女性の就業については増加していくものと見込まれます。また、育児休業制度については就学前児童、小学生の母親ともに半数以上が利用しており、就学前児童の父親については4.2ポイントの増加となっており、制度の普及がうかがえます。

引き続き、多様な働き方を希望する母親のみならず、コロナ禍を背景に多様化した子育て家庭の働くニーズに応じた、教育・保育サービスを含めた子育て支援サービスの提供体制を検討していく必要があります。

さらに、育児休業を控える保護者を取り巻く就労環境の改善も重要です。育児休業を取得しやすい職場環境づくりとともに、父親の育児参加への意識を引き続き高めていく必要があります。

◇課題3 サービス向上をめざした教育・保育施設の整備

就学前児童数については人口推計も含めて減少傾向にありますが、一方の教育・保育施設の利用については、全体として増減を繰り返している実情です。加えて、平日の定期的な教育・保育事業を利用している人は9割を占めており、利用意向については認定こども園の普及に伴った変化がうかがえます。

子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境が変化しているなか、保護者のニーズも多様化とともに変化していくことが考えられるため、市民の利用ニーズに見合った事業体制やサービスの充実について検討する必要があります。

◇課題4 地域による子育て支援のサービス向上

地域の子育て支援拠点施設である「子育て学習・支援センター」については、一定数の利用があります。この事業には子育て支援の相談機能もあり、気軽に相談できる環境が整っていますが、気軽に相談できる相手として、「子育て学習・支援センター（ゆめるんセンター）の職員」、「近所の人」の割合は1割前後となっており、地域とのつながりが必ずしも高いものではない実情がうかがえます。

地域における子育て支援サービスの向上のため、地域で子育て家庭をサポートすべく、関係者の協働によって地域の連携体制を構築し、それぞれの役割を担っていく必要があります。

また、「子育て応援優待カード（ゆめるんカード）」や「子育て支援ハンドブック」など、認知度が高い一方で利用率が低い事業もあります。利用率向上のために、利用者の視点に立った事業内容であるかを再検討し、事業内容の理解を促すような情報発信のあり方を検討する必要があります。

◇課題5 就学児童(小学生)の放課後の居場所の確保

就学前児童の保護者のなかでも、子どもが小学校就学後の放課後の過ごし方として「放課後児童クラブ（学童保育）・アフタースクール」を希望している人は多くなっており、低学年のうちはその半数が利用を希望しています。

また、放課後児童クラブ等を利用している就学児童の保護者においては、低学年時では約9割の利用希望がありますが、高学年時になると約5割と減少しています。

児童が放課後を過ごすための居場所として、放課後児童クラブ等は一定の役割を担っています。今後は利用ニーズに合わせ、低学年時における学ぶ力等を充実させるとともに、高学年時においても価値ある居場所としてサービスを提供していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

計画の基本理念は、本計画に基づいた子ども・子育て支援施策を推進していくにあたって基本となる考え方です。

第2期計画では「子育ての喜びが見えるまち・南あわじ」を基本理念に掲げ、地域全体が若者のチャレンジや子育てをサポートし、彼らの成長・活躍を楽しみながら見守る地域社会であれという願いを込めたものでした。

本計画においては、その視点に「子ども」も主役として位置づけながら、子ども・子育て家庭が、地域とともに喜びのなかで育ち、育ちあうことができるようにという願いを込めて、次のとおり基本理念を定めます。

■基本理念(案)

子ども・子育ての喜びが見えるまち 南あわじ

少子高齢化や人口減少社会、核家族化の進展と共働き家庭の増加、地域におけるつながりの希薄化など、子ども・子育て家庭を取り巻く環境は著しく変化を続けています。そのなかで、子育てに対する不安感や負担感、孤独感を抱く保護者は増加しており、その影響が子どもにも及んでいることは想像にかたくありません。保護者がパートナーや親族、地域など、広く支えられているという認識のなかで子育てに取り組めるようにすることが、子育て支援に求められています。

子どもがあたたかな家庭で育ち、子どもと子育て家庭を支える地域が育ち、地域をみんなで支え・育てていく。そうした未来には、必ずや喜びに満ちた“南あわじ”が広がっているでしょう。

そうした「子ども・子育ての喜びが見えるまち 南あわじ」をめざして、子ども・子育て支援施策を計画的に推進していきます。

2. 計画の基本目標

基本理念の実現に向けては5つの基本目標を設定し、総合的に施策を展開します。

>>> **基本目標1 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり**

すべての母親が安心して妊娠・出産でき、ゆとりをもって子育てができるよう、適切な子育て情報が届けられるような情報発信の強化とともに、相談体制の充実、母親と子どもの健康の確保に取り組みます。

妊娠・出産期からの切れ目ない支援によって子育ての不安を軽減するとともに、子どもが健やかに育っていくことができるよう、妊娠・出産期から乳幼児期を中心とした母子保健や食事、小児医療に取り組みます。

>>> **基本目標2 子どもの成長と子育て家庭を支えるまちづくり**

子どもがいきいきと健やかに育つためには、質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。そのため、保護者の就労状況や家庭の状況等に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

さらに、子育て家庭の働く環境が、子ども・子育てに対して理解を深められるとともにその支援が充実したものとなるよう、ワーク・ライフ・バランスの確立に向けた啓発に努めます。

子育て環境の充実はもとより、保護者の望む働く環境との両立ができること、この両輪の推進によって、子育て家庭を支えるまちづくりを進めます。

>>> **基本目標3 子育てを支える地域づくり**

地域ぐるみで子ども・子育てを支えていくため、地域におけるネットワークの構築や拠点づくりなど、地域とともに子どもを育てる意識を育むことが重要です。

また、子どもや子育て家庭などが安心して暮らせるよう、安全に遊べる施設や公園を整備するとともに、道路環境や公共施設においてもあらゆる人が利用しやすいよう設備の充実に努めます。さらに、子どもを犯罪や交通事故、災害等の被害から守る安全教育・防災教育等の取り組みを、関係機関や地域・学校と連携して推進します。

>>> 基本目標4 生きる力を育む教育の推進

次代を担う主役である子どもたちがのびのびと育っていけるよう、子どもの個性や能力を伸ばし、豊かな人間性を育む家庭教育、自分の個性や他者を受け入れ認めることで生きていくために必要な力の基礎を養う幼児期の教育・保育、子どもの個性や人格を尊重し確かな学力、豊かな心、健やかな体を持った子どもを育成する学校教育など、教育・保育環境の整備に取り組みます。

また、幼児期と児童期における教育の円滑な接続ができるよう、小学校と幼稚園・保育所・認定こども園等との連携のさらなる充実に取り組みます。

学ぶ楽しさを子どもたちに感じてもらうため、遊びの中に学習・体験・スポーツなどのプログラムを取り入れたアフタースクール事業等、さまざまな事業を通じて、子どもたちの積極性や自立性・豊かな人間性・社会性・想像力・コミュニケーション力を育ていけるよう、地域や家庭と学校が連携して取り組みます。

以上の取り組みを通じて、地域とともに子どもを育てる環境づくりや子どもの社会力、人間力を高め、「学ぶ楽しさ日本一」が実現できる地域をめざします。

>>> 基本目標5 特別な支援を要する子ども・家庭への支援の推進

一人ひとりの子どもの人権が尊重される社会を構築するため、児童虐待の防止対策や、支援に必要な子ども・子育て家庭への支援充実に努めるとともに、ひとり親家庭の生活安定や自立を図るための支援、障がいのある子どもの自立や社会参加を図るための支援体制の充実など、特別な支援を要する子ども・子育て家庭への支援の推進に努めます。

3. 施策の体系

決定後、施策の体系を記載します。

第4章 子育て支援施策の展開

基本目標1 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり

基本施策1 情報発信の強化と相談体制の充実

基本施策2 母と子の健康の確保・支援

基本施策3 小児医療の充実

基本目標2 子どもの成長と子育て家庭を支えるまちづくり

基本施策1 教育・保育の充実

基本施策2 多様な保育サービスの充実

基本施策3 小児医療の充実

基本施策4 子育て家庭への理解促進

基本施策5 子育ての男女共同参画の推進

基本目標3 子育てを支える地域づくり

基本施策1 地域における子育て支援の充実

基本施策2 遊び環境の整備

基本施策3 子ども等の安全の確保

基本目標4 生きる力を育む教育の推進

基本施策1 豊かな心を育む教育の推進

基本施策2 児童の健全育成の推進

基本施策3 思春期保健対策の充実

基本目標5 特別な支援を要する子ども・家庭への支援の推進

基本施策1 豊かな心を育む教育の推進

基本施策2 児童の健全育成の推進

基本施策3 思春期保健対策の充実

基本施策4 子育て家庭への理解促進

基本施策5 子育ての男女共同参画の推進

第 5 章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

1. 認定区分

2. 教育・保育の提供区域

(1)教育・保育

(2)地域子ども・子育て支援事業

3. 教育・保育の一体的提供の推進に関する考え方

4. 教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容

(1)教育施設(幼稚園及び認定こども園)

(2)保育施設(保育所及び認定こども園)

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

- (1)利用者支援事業
- (2)延長保育事業(0～5歳)
- (3)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- (4)子育て短期支援事業(ショートステイ)
- (5)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- (6)養育支援訪問事業
- (7)地域子育て支援拠点事業(0～2歳)
- (8)一時預かり事業(0～5歳)
- (9)病児・病後児保育事業(0～5歳)
- (10)ファミリー・サポート・センター事業
- (11)妊婦健康診査
- (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- (14)産後ケア事業
- (15)子育て世帯訪問支援事業
- (16)児童育成支援拠点事業
- (17)親子関係形成支援事業

第6章 計画の推進・評価等

1. 計画の推進

2. 計画の公表及び周知

3. 計画の評価・検証

資料編

1. 南あわじ市子ども・子育て会議条例

2. 南あわじ市子ども・子育て会議委員名簿

3. 計画の策定経過